

○福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例

昭和五十五年十月十八日

福岡県条例第二十七号

改正 昭和六〇年三月三〇日条例第一一号

昭和六一年三月三十一日条例第三号

平成九年七月七日条例第六五号

平成一七年七月四日条例第四二号

平成一八年六月二八日条例第四二号

平成二四年一二月二八日条例第七六号

平成二九年三月三〇日条例第一一号

〔福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例〕をここに公布する。

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例

(平二四条例七六・平二九条例一一・改称)

(設置)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十三条第二項の規定に基づき、障がいのある人の自立訓練その他必要な支援を行い、もってその福祉の増進を図るため、福岡県障がい者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(平一七条例四二・平一八条例四二・平二四条例七六・平二九条例一一・一部改正)

(位置)

第二条 センターは、古賀市に置く。

(平九条例六五・一部改正)

(業務)

第三条 センターは、法第五条第十一項に規定する障害者支援施設として、障がいのある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス、短期入所及び必要な治療を行う。

(昭六一条例三・全改、平二四条例七六・平二九条例一一・一部改正)

(利用の承認等)

第四条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第三条から第六条(同条第一号を除く。)までの規定は、センターの利用の承認等について適用する。この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理

に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平一七条例四二・一部改正)

(指定管理者による管理)

第五条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、社会福祉法人であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 障がいのある人に対する施設入所支援、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス、短期入所及び必要な治療の実施に関する業務
- 二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(平一七条例四二・全改、平二四条例七六・平二九条例一一・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- 四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(平一七条例四二・追加)

(秘密保持義務)

第七条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（平一七条例四二・追加）

（協議）

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

（平一七条例四二・追加）

（規則への委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平一七条例四二・旧第六条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和五五年規則第五六号で昭和五五年一二月一日から施行）

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（昭和六〇年条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、知事が規則で定める日から施行する。

（昭和六一年規則第三一号で昭和六一年四月二四日から施行）

附 則（平成九年条例第六五号）

この条例は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青少年文化センター条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県営住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に係る規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成一八年条例第四二号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第七六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一一号）抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第三章第四節及び第四章の規定並びに附則第三条中福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号) 第六条第一項第一号の改正規定、附則第八条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号) 第二条の表障害者更生相談所の項の改正規定（「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。）並びに附則第十二条（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第十四条第二項の表の改正規定及び第十五条第二項の表の改正規定に限る。）、附則第十七条（福岡県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和五十五年福岡県条例第二十七号) の題名の改正規定及び第一条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める部分に限る。）、附則第二十二條（福岡県障害者施策審議会条例（平成七年福岡県条例第二十六号）第二条第二項第三号及び第四号の改正規定を除く。）及び附則第二十五条の規定は、平成二十九

年四月一日から施行する。